



073-6901-1352-12

2024 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

憲法① 問題

注 意

1. 問題用紙は、係官の指示があるまで開かないでください。
2. この問題用紙は、23ページあるので確認してください。また、解答時間は60分です。
3. 解答用紙への記入及びマークは、次のようにしてください。

ア 氏名・生年月日・会員番号・実施日を所定欄に記入し、該当箇所をマークしてください。

イ 5肢択一式問題は、1から5までのうち正しいと思われるものを一つ選び、鉛筆でマークしてください。二つ以上解答したもの、判読が困難なものは誤りとなります。

ウ 多肢選択式問題は、枠内（1～20）の選択肢から空欄 ☐ ア ☐ ～ ☐ エ ☐ に当てはまる語句を選び、その番号を解答用紙の解答欄に鉛筆でマークしてください。

※体験受講の方は、成績処理はございません。マークシートはお持ち帰りください。

※講座をお申込みいただいた方は、後日マークシートを回収し成績処理いたします。

TAC 行政書士講座

1st ステージ・憲法①

〔5肢択一式問題・問題1～問題21〕

問題1 次のア～エの文章は、定住外国人Xが居住地の選挙管理委員会に公職選挙法の規定に基づき選挙人名簿への登録を求めたが却下された事件の最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものの組合せはどれか。

ア 憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することから、公務員を選定罷免する権利は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、我が国に在留する外国人には及ばない。

イ 憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということとはできない。

ウ 地方自治の制度には、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨が含まれるから、政令をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない。

エ 我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講じないことは、違憲の問題が生じる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題2 次の文章の空欄 [ア] ～ [オ] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に [ア] する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、[イ] 活動の自由に関する憲法の保障は、わが国の [イ] 的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、わが国に [ア] する外国人に対しても及ぶ。

外国人の [ア] の許否は国の [ウ] にゆだねられ、わが国に [ア] する外国人は、憲法上わが国に [ア] する権利ないし引き続き [ア] することを要求することができる権利を保障されているものではなく、…外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人 [ア] 制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、[ア] の許否を決する国の [ウ] を拘束するまでの保障すなわち、[ア] 期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を [ア] 期間の更新の際に [エ] 的な事情として斟酌されないことまでの保障を含むものではない。

上告人の本件活動は、外国人の [ア] 期間中の [イ] 活動として直ちに憲法の保障が及ばないものであるとはいえないが、そのなかにわが国の出入国管理政策に対する非難行動あるいはわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものが含まれており、[オ] 大臣が右活動を斟酌して [ア] 期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえ…ない。

（最大判昭和53年10月4日民集第32巻7号1223頁）

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	在留	政治	裁量	消極	法務
2	在留	経済	羈束	積極	外務
3	入国	政治	裁量	合理	法務
4	入国	経済	羈束	消極	外務
5	在留	政治	裁量	積極	法務

問題3 次の記述は、鉄鋼の製造および販売ならびにこれに附帯する事業を定款の目的として定めるA製鉄株式会社の代表取締役であったXおよびYが、同会社を代表して、政権政党に政治資金を寄付した事件についての最高裁判所判決に関するものである。判例の論旨と矛盾するものはどれか。

- 1 会社は、自然人たる国民と同様、政党へ寄付をするというような政治的行為を行う自由を有する。
- 2 会社によって政治資金の寄付がなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。
- 3 憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される。
- 4 大企業による巨額の寄付は、金権政治の弊を産み、さらに豊富潤沢な政治資金は政治の腐敗を醸成するとしても、そのような弊害に対処する方途は立法政策にまつべきことである。
- 5 法人による政党への寄付は、事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼし、選挙権の自由なる行使を直接に侵害する。

問題4 次の記述は、南九州税理士会が定期総会において、業界に有利な税理士法改正を働きかける運動資金として各会員から特別会費を徴収し、南九州各県の税理士政治連盟へ寄付する内容の決議をしたところ、会員Xが特別会費納入義務の存在を争って提訴した事案における最高裁判所判決に関する文章である。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 税理士会が政党など規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、税理士会の目的の範囲外の行為であり、寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効である。
- 2 税理士会は、株式会社と同様の法的性格を有する法人であり、その目的の範囲についても、これを株式会社の場合と同様に広範なものと解することが、法の要請する公的な目的を達成する結果となることが明らかである。
- 3 法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条および主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されているため、税理士会が決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。
- 4 政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。
- 5 公的な性格を有する税理士会が、政党など規正法上の政治団体への金員の寄付を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできない。

問題5 次の文章は、国家公務員Aが、特定政党を支持する目的で、警視庁職員住宅の各集合郵便受けに同党の機関紙を投函して配布した行為につき国家公務員法違反の容疑で起訴された事件に関する最高裁判決の一節である。判決の論旨として誤っているものはどれか。

- 1 国の行政機関における公務は、憲法の定める我が国の統治機構の仕組みの下で、議会制民主主義に基づく政治過程を経て決定された政策を忠実に遂行するため、国民全体に対する奉仕を旨として、政治的に中立に運営されるべきものである。
- 2 国民は、憲法上、表現の自由としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利である。
- 3 国家公務員法102条1項の「政治的行為」とは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるものを指す。
- 4 公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる行為は、それが一公務員のものであっても、行政の中立的運営に影響を及ぼすものというべきであり、また、こうした影響は、勤務外の行為であっても、事情によってはその政治的傾向が職務内容に現れる蓋然性が高まることなどによって生じ得る。
- 5 国家公務員法102条1項が懲戒処分の対象と刑罰の対象とで殊更に区別することなく規制の対象となる政治的行為の定めを人事院規則に委任していることは、憲法上禁止される白紙委任に当たる。

問題6 次の文章の空欄 ア ～ エ に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止することは、必然的に裁判官の表現の自由を一定範囲で制約することにはなるが、右制約が合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、…憲法二一条一項に違反しないというべきである。そして、右の禁止の目的は、…裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、ア 主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することであり、この立法目的は、もとより正当である。また、裁判官が積極的に政治運動をすることは…裁判官の独立及び中立・公正を害し、裁判に対する国民の信頼を損なうおそれが大きいから、積極的に政治運動をすることを禁止することと右の禁止目的との間に イ 性があることは明らかである。さらに、裁判官が積極的に政治運動をすることを、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは単に行動の禁止に伴う限度での ウ な制約にすぎず、かつ、積極的に政治運動をすること以外の行為により意見を表明する自由までも制約するものではない。他面、禁止により得られる利益は、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するなどというものであるから、得られる利益は失われる利益に比して更に重要なものというべきであり、その禁止は エ を失するものではない。…したがって、裁判官が「積極的政治運動をすること」を禁止することは、もとより憲法二一条一項に違反するものではない。

（最大決平成10年12月1日民集第52巻9号1761頁）

	ア	イ	ウ	エ
1	三権分立	合理的な関連	直接的	利益の均衡
2	議会制民主	合理的な関連	間接的、付随的	利益の同一性
3	三権分立	厳格な合理	間接的、付随的	利益の均衡
4	三権分立	合理的な関連	間接的、付随的	利益の均衡
5	議会制民主	厳格な合理	直接的	利益の同一性

問題7 次の記述は、拘置所長Xが未決勾留により拘禁されている者が私費で購読した新聞の記事内容を塗りつぶした上で配付した事件における最高裁判所判決（最大判昭和58年6月22日民集第37巻5号793頁）に関する文章である。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 未決勾留により拘禁された者は、逃亡または罪証隠滅の防止を目的として、その限度で身体的行動の自由を制限されるのみならず、必要かつ合理的な範囲においてそれ以外の行為の自由をも制限されることを免れない。
- 2 およそ各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想および人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想および情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである。
- 3 新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思想および良心の自由の不可侵を定めた憲法19条の規定や、表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる。
- 4 未決勾留により監獄に拘禁されている者の新聞紙、図書等の閲読の自由についても、逃亡および罪証隠滅の防止という勾留の目的のためのほか、監獄内の規律および秩序の維持のために必要とされる場合にも、一定の制限を加えられることはやむをえない。
- 5 新聞紙、図書等の閲読の自由の制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより監獄内の規律および秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあれば足りる。

問題8 私人間における人権規定の効力に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 入会権者の資格を原則として男子孫に限り、部落民以外の男性と婚姻した女子孫は離婚して旧姓に復しない限り入会権者の資格を認めない入会団体の慣習は、専ら女子であることのみを理由として女子を男子と差別したものというべきであり、性別のみによる不合理な差別として民法90条の規定により無効となる。
- 2 憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であって、専ら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでない。
- 3 私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合があるが、このような場合には憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めるべきである。
- 4 男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定める会社の就業規則について、企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められず、就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効である。
- 5 私立大学においては、学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもって直ちに社会通念上の学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない。

問題9 次の記述は、自衛隊基地建設のために必要な土地の売買契約を含む土地取得行為と憲法9条が問題となった最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 憲法98条1項は、憲法が国の最高法規であること、すなわち、憲法が成文法の国法形式として最も強い形式的効力を有し、憲法に違反するその余の法形式の全部又は一部はその違反する限度において法規範としての本来の効力を有しないことを定めた規定である。
- 2 憲法98条1項にいう「国務に関するその他の行為」とは、同条項に列挙された法律、命令、詔勅と同一の性質を有する国の行為、言い換えれば、公権力を行使して法規範を定立する国の行為を意味するから、国の行為であっても、私人と対等の立場で行う国の行為は、法規範の定立を伴わないから憲法98条1項にいう「国務に関するその他の行為」に該当しない。
- 3 憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、そのままの内容で民法90条にいう「公ノ秩序」の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはない。
- 4 自衛隊の基地建設を目的として締結された本件売買契約を含む本件土地取得行為は、その私法上の契約としての効力を否定されるような行為であったとはいえないことから、公序良俗違反にはならないとした原審の判断は、是認することができる。
- 5 憲法9条は、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定であり、人権規定と同様、私法上の行為に対しても直接適用される。

問題10 幸福追求権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由は、人格的生存に関わる重要な権利として、憲法13条によって保障されていることは明らかであり、性別の取扱いの変更の際して、生殖腺除去手術（内性器である精巣又は卵巣の摘出術）を受けることが強制される場合には、身体への侵襲を受けない自由に対する重大な制約に当たる。
- 2 公立図書館は、そこで閲覧に供された図書の著作者にとっては、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場であるということが出来るが、住民に図書館資料を提供するための公的な場であることにかんがみると、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益は、法的保護に値する人格的利益であるとまではいえない。
- 3 週刊誌が犯行当時少年だった者の記事を実名類似の仮名を用いて掲載したことが少年法の禁止しているいわゆる推知報道に当たるか否かは、その記事により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきである。
- 4 住基ネットによって管理、利用等される、氏名、生年月日、性別および住所から成る4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日および異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
- 5 大学における講演会参加者の学籍番号、氏名、住所、電話番号のような、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない個人情報であっても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないを考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである。

問題11 衆議院議員定数不均衡が争われた最高裁判所大法廷判決（最大判昭和51年4月14日民集第30巻3号223頁）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるべきものであり、このような不平等を正当化すべき特段の理由が示されない限り、憲法違反と判断するほかはない。
- 2 例えば、特定の範ちゅうの選挙人に複数の投票権を与えたり、選挙人の間に納税額等による種別を設けその種別ごとに選挙人数と不均衡な割合の数の議員を選出させたりするような、殊更に投票の実質的価値を不平等にする選挙制度であっても、選挙権の平等に違反しないことは明らかである。
- 3 憲法14条1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、徹底した平等化を志向するものであり、単に選挙人資格における差別の禁止にとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた憲法の要求するところである。
- 4 人口の異動によって具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となったとしても、これによって直ちに当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合にはじめて憲法違反となる。
- 5 選挙区割および議員定数の配分は、一の部分における変動は他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有するものと認められ、その意味において不可分の一体をなすと考えられるから、右配分規定は、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、全体として違憲の瑕疵を帯びる。

問題12 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

現行の民法の下においても、[ア] は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる。そして、夫婦が同一の氏を称することは、上記の [ア] という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している。特に、婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する [イ] となるということがあるところ、[イ] であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。…（中略）…加えて、…夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による [ウ] に委ねられている。これに対して、夫婦同氏制の下においては、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになるところ、婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。…（中略）…しかし、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を [エ] として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を [エ] として使用することが社会的に広まっている。

（最大判平成27年12月16日民集第69巻8号2586頁）

	ア	イ	ウ	エ
1	夫婦	嫡出子	やむを得ない選択	通称
2	家族	嫡出子	自由な選択	通称
3	家族	非嫡出子	やむを得ない選択	旧称
4	夫婦	非嫡出子	自由な選択	通称
5	家族	嫡出子	自由な選択	旧称

問題13 思想および良心の自由に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 憲法19条の「思想及び良心の自由」の「思想」と「良心」は区別され、「良心の自由」とは、信仰選択の自由ないしは信仰の自由のことである。
- 2 裁判所が加害者に対し謝罪広告の掲載を強制することは、謝罪の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度であれば、思想および良心の自由を侵害しない。
- 3 思想および良心の自由に対する制約は、それが間接的なものであり、必要性および合理性があれば、憲法19条に違反しない場合もある。
- 4 職務上の命令に従って、入学式の国歌斉唱の際に、音楽専科の教諭が「君が代」のピアノ伴奏をすることについて、当該教諭が特定の思想を有するということを外部に表明する行為と評価することは困難である。
- 5 内申書に学生集会へ参加していたことを記載することは、思想・信条そのものを記載したものではなく、その者の思想および信条を了知しうるものでもないから、思想および良心の自由を侵害しない。

問題14 信教の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 市の管理する都市公園内に儒教の祖である孔子等を祀った本件施設の設置を許可し、その敷地の使用料の全額を免除した市長の行為は、本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値を考慮しても、本件施設の所有者が本件施設を利用した宗教的活動を行うことを容易にするものであるということができ、その効果が間接的、付随的なものととどまるとはいえない。
- 2 市が忠魂碑の存する公有地の代替地を買い受けて忠魂碑を移設・再建をした行為および忠魂碑を維持管理する地元の戦没者遺族会に対してその敷地として代替地を無償貸与した行為は、もっぱら世俗的な行為であるとはいえず、いずれも憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たる。
- 3 護国神社に対する殉職自衛隊員の合祀を申請する過程において自衛隊職員が協力した行為が、その行為の態様からして国またはその機関として特定の宗教を援助、助長、促進し、または他の宗教に圧迫、干渉を加える効果を有するものと一般人から評価される行為であるとは認められず、宗教とのかかわり合いが間接的であっても、少なからず宗教とかかわり合いをもつものである以上は、憲法20条3項により禁止される宗教的活動に当たる。
- 4 大量殺人を目的として計画的・組織的にサリンを生成した宗教法人に対し、宗教法人法に基づいて行われた解散命令は、もっぱら宗教法人の世俗的側面を対象とし、その宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、当該宗教法人の行為に対処するにはその法人格を失わせることが必要かつ適切といえるが、解散命令によって宗教団体やその信者らが行う宗教上の行為に支障を生ずることが不可避であるため、必要やむを得ない限度を超える法的規制であり、憲法20条1項に違反する。
- 5 愛媛県が、靖国神社・護国神社に対して、玉串料その他の名目で県の公金から支出して奉納したことは、その目的は宗教的な意義を有するものではなく、その効果も県と特定の宗教団体とのかかわり合いが相当とされる限度を超えるものとまではいえず、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たらない。

問題15 次の文章は、米国ワシントン州弁護士資格を有するXが裁判の傍聴人としてメモ採取の許可を裁判長に求めたが、不許可処分となった事案についての最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置ということとはできない。
- 2 さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきである。
- 3 筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものであるから、その制限または禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求される。
- 4 傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない。
- 5 傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ず、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきである。

問題16 報道の自由および取材の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 報道のための取材の自由は、憲法21条の精神に照らし十分尊重に値するものといえるが、公正な刑事裁判の実現といった観点から裁判所によりテレビフィルムの提出を命じられることにより取材の自由がある程度の制約を受けることとなってもやむを得ない。
- 2 憲法21条は、新聞記者に対して特にその取材源に関する証言を拒絶し得る特別の権利をも保障したものと評価できないし、刑事訴訟法上の証言拒絶権に関する規定を新聞記者に類推適用することもできない。
- 3 報道機関の有する取材テープが被疑事件の事案の全容を解明して犯罪の成否を判断する上で重要な証拠価値を有するものであったとしても、警察の捜査として押収処分の対象とすることは報道機関の取材の自由を侵害するものであり許されない。
- 4 新聞記者が公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかしたことから直ちにその行為の違法性が推定されるものではないが、取材対象者の人格を著しく蹂躪する取材行為は、正当な取材活動の範囲を逸脱するものといえる。
- 5 新聞記者が新聞で真実を報道するための取材活動も無制限に許されるものであるということとはできず、その活動が公判廷における審判の秩序を乱して被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するようなものは許されない。

問題17 防衛庁（当時）の職員およびその家族が居住するために国が設置する宿舍の敷地内に入り込み、政治的意見を記載したビラを配布した行為を刑法130条前段の罪（住居侵入罪）に問うことの合憲性が争われた最高裁判所判決（最高裁判所第二小法廷平成20年4月11日刑集第62巻5号1217頁）の論旨として、妥当でないものはどれか。

- 1 表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならないが、絶対無制限に保障されたものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を受けるため、被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使ということとはできない。
- 2 憲法21条1項は、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないというべきである。
- 3 本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために「人の看守する邸宅」に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われている。
- 4 たとえ表現の自由の行使のためとはいっても、「人の看守する邸宅」に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私生活を営む者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない。
- 5 本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員およびその家族が私生活を営む場所である集合住宅の共用部分およびその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることのできる場所ではない。

問題18 集会の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 管理権者は、公共福祉用財産*の種類に応じ、また、その規模、施設を勘案し、その公共福祉用財産としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきであり、もしその行使を誤り、国民の利用を妨げた場合は、違法の判断を免れない。
- 2 集会の用に供される公共施設の管理者が、利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらず利用を拒否しうるのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用させることによって他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる場合に限られる。
- 3 集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、憲法21条1項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない。
- 4 公共施設における集会の開催の制限が肯認されるかどうかは、基本的人権としての集会の自由の重要性と、当該集会が開かれることによって侵害されることのある他の基本的人権の内容等を較量して決すべきものであり、この較量をするに当たっては、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下になされる必要はない。
- 5 国民が皇居外苑で集会をすることは、一応皇居外苑が公共の用に供されている目的に沿う使用の範囲内のことであるから、その使用の許否は、管理権者の自由裁量に属するものではない。

(注) *当時。現在の公共用財産。

問題19 判例（税関検査事件：最高裁判所昭和59年12月12日大法廷判決）は、憲法21条2項で規定する「検閲」の意義について、「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部または一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質としてそなえるもの」と解しているが、この「検閲」の定義に照らして、検閲に該当すると判断されるものは、次のうちどれか。

- 1 裁判所が、公職の候補者を批判攻撃する記事を掲載した雑誌について、その発表前に名誉毀損を理由に差し止めること。
- 2 文部科学省で普通教育において使用する教科書について検定を行い、不合格となった書籍については教科書としての発行の途を閉ざすこと。
- 3 税関において、税関検査を行い、風俗を害すべき書籍について関税法における輸入禁制品に該当することを理由に国内への持込みを阻止すること。
- 4 空港建設に反対する団体が、市民会館で「空港反対全国総決起集会」を開催しようとしたところ、市長が、会館使用申請に対し不許可としたこと。
- 5 県知事が、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある書籍の出版を禁止することを目的として、出版が予定されている書籍すべてを審査し、不相当と認められるものは有害図書として指定し、その出版・販売を禁止する規制をかけること。

問題20 次の文章は、出版物の頒布等の事前差止めについて、先例として引用されることの多い最高裁判所判決の一部である。文中の空欄 [ア] ～ [エ] にあてはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが [ア] に関する事項であるということができ、…その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの [イ] も肯定されるから、かかる [ウ] 要件を具備するときに限って、 [エ] に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁以下）

	ア	イ	ウ	エ
1	公共の福祉	相当性	手続的	例外的
2	公共の利害	必要性	実体的	予防的
3	公共の福祉	合理性	手続的	一般的
4	公共の利害	必要性	実体的	例外的
5	公共の利害	合理性	手続的	一般的

問題21 次の記述は、国立大学の公認学生団体である「ポポロ劇団」が校内での演劇を上演していたところに、私服警官が演劇会場に潜入していたため、学生Xが当該私服警官の身柄を拘束するとともに暴行を加えた事件についての最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。
- 2 学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有するが、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。
- 3 憲法23条にいう学問の自由とは、学問的研究の自由を指すのであって、その研究結果の発表の自由を含むものではない。
- 4 大学における学問の自由を保障するために 伝統的に大学の自治が認められ、この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。
- 5 学問の自由は、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。

[多肢選択式問題]

問題1 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

憲法一三条は、…国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、みだりにその [ア] ・姿態（以下「 [ア] 等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。

これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、 [イ] もないのに、個人の [ア] 等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、 [ウ] の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。そして、犯罪を捜査することは、 [ウ] の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき [エ] があるのであるから（警察法二条一項参照）、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の [ア] 等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。

（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁以下）

1 法令の規定	2 最小限	3 国家	4 不相当	5 容ぼう
6 正当な理由	7 名誉権	8 民主主義	9 最大限	10 同意
11 不可抗力	12 令状	13 プライバシー権	14 公共	15 生存権
16 特別な支障	17 責務	18 安全	19 黙秘権	20 権利

問題2 次の文章は、民法上のある規定の合憲性が争われた事件における最高裁判所判決の一節である。空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

本件規定の合理性に関連する…種々の事柄の変遷等は、その中のいずれか一つを捉えて、本件規定による法定相続分の区別を不合理とすべき決定的な理由とし得るものではない。しかし、昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、[ア]の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における [イ] の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、[ウ] という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を [イ] として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。

以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量を考慮しても、[ア]の法定相続分を区別する [エ] な根拠は失われていたというべきである。

したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。

（最大決平成25年9月4日判時2197号10頁以下）

1 相互扶助	2 嫡出子と嫡出でない子	3 主体	4 慣習的
5 養子と実子	6 一時的	7 家長制度	8 主観的
10 普通養子と特別養子	11 積極的	12 客体	13 子と孫
14 総体	15 合理的	16 事実婚	17 個人
19 消極的	20 嫡出子と養子	18 内縁	



073-6901-1355-19

2024 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

憲 法① 解答解説

【5肢択一式：配点4点×21問＝84点】 目標点：68点

問題1	問題2	問題3	問題4	問題5	問題6	問題7	問題8	問題9	問題10
5	1	5	2	5	4	5	3	5	2
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
2	2	1	1	3	3	1	4	5	4
問題21									
3									

【多肢選択式：配点2点×4×2問＝16点】 目標点：12点

問題 1	ア	5
	イ	6
	ウ	14
	エ	17

問題 2	ア	2
	イ	17
	ウ	9
	エ	15

TAC 行政書士講座

【スーパー答練 1stステージ・憲法① 出題一覧表】

【5肢択一式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
人権	1	外国人の人権	5	★★★	
	2	外国人の人権	1	★★★	
	3	法人の人権	5	★★★	
	4	法人の人権	2	★★★	
	5	公務員の人権	5	★★★	
	6	公務員の人権	4	★★★	
	7	在監者の人権	5	★★	
	8	私人間効力	3	★★★	
	9	私人間効力	5	★★	
	10	幸福追求権	2	★★★	
	11	法の下の平等	2	★★★	
	12	法の下の平等	2	★★★	
	13	思想・良心の自由	1	★★	
	14	信教の自由	1	★★★	
	15	表現の自由	3	★★★	
	16	報道の自由・取材の自由	3	★★★	
	17	表現の自由	1	★★	
	18	集会の自由	4	★★★	
	19	検閲の禁止	5	★★★	
	20	事前抑制禁止の原則	4	★★★	
	21	学問の自由	3	★★	

【多肢選択式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
人権	1	幸福追求権	アー5 イー6 ウー14 エー17	★★★	
	2	法の下の平等	アー2 イー17 ウー9 エー15	★★★	

※重要度 ★★★：絶対に復習 ★★：要復習 ★：最後に復習

※「関連過去問」は各問題のテーマにおける過去の本試験出題履歴を示しています（ex. 「21-3」は平成21年度問題3で出題されたことを示しています）。

[5肢択一式問題]

問題 1	正解	5	① 外国人の人權	重要度★★★
------	----	---	----------	--------

本問は、定住外国人の地方参政権が問題となった最高裁判所判決（定住外国人の地方参政権：最判平7.2.28）に関する理解を問うものです。

- ア ○** 上記判例は、「憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五一条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」としています。
- イ ○** 上記判例は、「国民主権の原理及びこれに基づく憲法一五一条一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法九三条二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということとはできない」としています。
- ウ ×** 上記判例は、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、「法律」をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。」としています。したがって、「政令」をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないとする本肢は妥当ではありません。
- エ ×** 上記判例は、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置…を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」としています。したがって、選挙権を付与する措置を講じないことは違憲の問題が「生じる」とする本肢は妥当ではありません。

以上より、妥当でないものはウ・エであり、肢5が正解となります。

問題2

正解

1

テーマ

外国人の人権

重要度★★★

本問は、アメリカ国籍のXが在留期間中に政治活動に参加したこと等を理由に、法務大臣から在留期間の更新を拒否されたマクリーン事件最高裁判所大法廷判決(最大判昭53. 10. 4)に関する理解を問うものです。

憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に **ア:在留** する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、**イ:政治** 活動の自由に関する憲法の保障は、わが国の **イ:政治** 的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、わが国に **ア:在留** する外国人に対しても及ぶ。

外国人の **ア:在留** の許否は国の **ウ:裁量** にゆだねられ、わが国に **ア:在留** する外国人は、憲法上わが国に **ア:在留** する権利ないし引き続き **ア:在留** することを要求することができる権利を保障されているものではなく、…外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人 **ア:在留** 制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であって、**ア:在留** の許否を決する国の **ウ:裁量** を拘束するまでの保障すなわち、**ア:在留** 期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を **ア:在留** 期間の更新の際に **エ:消極** 的な事情として斟酌されないことまでの保障を含むものではない。

上告人の本件活動は、外国人の **ア:在留** 期間中の **イ:政治** 活動として直ちに憲法の保障が及ばないものであるとはいえないが、そのなかにわが国の出入国管理政策に対する非難行動あるいはわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものが含まれており、**オ:法務** 大臣が右活動を斟酌して **ア:在留** 期間の更新を適当と認めるに足る相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

本判例は、憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶとしています。したがって、アには「在留」、イには「政治」が入ります。

また、本判例は、外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられるとしています。したがって、ウには、「裁量」が入ります。

本判例においては、Xの政治活動を在留期間の更新の際に消極的な事情として斟酌し、在留期間の更新を拒否することの是非が問題となっています。したがって、エには「消極」が入ります。

オには、在留期間の更新を決定する権限を有する者が入ります。在留期間の更新を決定する権限を有するのは法務大臣であるため、オには「法務」が入ります。

以上より、アー在留、イー政治、ウー裁量、エー消極、オー法務が入り、肢1が正解となります。

関連過去問

23-4、27-3

問題3

正解

5

テーマ

法人の人権

重要度★★★

本問は、八幡製鉄事件（最大判昭45.6.24）に関する理解を問うものです。

- 1 **矛盾しない** 八幡製鉄事件判決は、「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障しています。同判決は、続いて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環」であるとしています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。
- 2 **矛盾しない** 八幡製鉄事件判決は、「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障しています。同判決は、続けて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない」としています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。
- 3 **矛盾しない** 八幡製鉄事件判決は、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、法人の人権享有主体性を認めています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方と矛盾しません。
- 4 **矛盾しない** 八幡製鉄事件判決は、「大企業による巨額の寄附は金権政治の弊を産むべく、また、もし有力株主が外国人であるときは外国による政治干渉となる危険もあり、さらに豊富潤沢な政治資金は政治の腐敗を醸成するというのであるが、その指摘するような弊害に対処する方途は、さしあたり、立法政策にまつべきことである」としています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。
- 5 **矛盾する** 八幡製鉄事件判決は、「政党への寄附は、事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼすものではないばかりでなく、政党の資金の一部が選挙人の買収にあてられることがあるにしても、それはたまたま生ずる病理的現象に過ぎず、しかも、かかる非違行為を抑制するための制度は厳として存在するのであつて、いずれにしても政治資金の寄附が、選挙権の自由なる行使を直接に侵害するものとはなしがたい。」としています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方と矛盾します。

問題 4

正解

2

①

法人の人権

重要度★★★

本問は、南九州税理士会が税理士法改正運動のために政治団体に寄付する資金として、会員から特別会費を徴収する決議を行ったことに対して、この会費を納入しなかった会員Xらが特別会費納入義務の不存在確認と慰謝料の支払いを求めた事案の最高裁判例（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 上記判例は、「税理士会が政党など規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、…税理士会の目的の範囲外の行為であり、右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であると解すべきである。」としています。
- 2 × 上記判例は、「税理士会は、以上のように、会社とはその法的性格を異にする法人であり、その目的の範囲についても、これを会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となることが明らかである。」としています。したがって、税理士会は、株式会社と同様の法的性格を有する法人であり、その目的の範囲についても、これを株式会社の場合と同様に広範なものと解することが、法の要請する公的な目的を達成する結果となるとする本肢は妥当ではありません。
- 3 ○ 上記判例は、「法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。」としています。
- 4 ○ 上記判例は、「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」としています。
- 5 ○ 上記判例は、公的な性格を有する税理士会が、政党など規正法上の政治団体への金員の寄付を「多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり、税理士会がそのような活動をすることは、法の全く予定していないところである」としています。

関連過去問

29-3

問題5

正解

5

テーマ

公務員の人権

重要度★★★

本問は、堀越事件最高裁判決（最判平24.12.7）を通じて、公務員の政治活動の自由に対する制約に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 本判例は、「憲法15条2項は、『すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。』と定めており、国民の信託に基づく国政の運営のために行われる公務は、国民の一部でなく、その全体の利益のために行われるべきものであることが要請されている。その中で、国の行政機関における公務は、憲法の定める我が国の統治機構の仕組みの下で、議会制民主主義に基づく政治過程を経て決定された政策を忠実に遂行するため、国民全体に対する奉仕を旨として、政治的に中立に運営されるべきものといえる」としています。
- 2 ○ 本判例は、「国民は、憲法上、表現の自由（21条1項）としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権である」としています。
- 3 ○ 本判例は、国家公務員「法102条1項の文言、趣旨、目的や規制される政治活動の自由の重要性に加え、同項の規定が刑罰法規の構成要件となることを考慮すると、同項にいう『政治的行為』とは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるものを指す」としています。
- 4 ○ 本判例は、「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものを同号の禁止の対象となる政治的行為と規定したものと解するのが相当である。このような行為は、それが一公務員のものであっても、行政の組織的な運営の性質等に鑑みると、当該公務員の職務権限の行使ないし指揮命令や指導監督等を通じてその属する行政組織の職務の遂行や組織の運営に影響が及び、行政の中立的運営に影響を及ぼすものというべきであり、また、こうした影響は、勤務外の行為であっても、事情によってはその政治的傾向が職務内容に現れる蓋然性が高まることなどによって生じ得るものというべきである」としています。
- 5 × 本判例は、国家公務員「法102条1項が人事院規則に委任しているのは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為の行為類型を規制の対象として具体的に定めることであるから、同項が懲戒処分の対象と刑罰の対象とで殊更に区別することなく規制の対象となる政治的行為の定めを人事院規則に委任しているからといって、憲法上禁止される白紙委任に当たらないことは明らかである」としています。したがって、国家公務員法102条1項の定めが憲法上禁止される白紙委任に当たるとしている点で本肢は誤っています。

関連過去問

29-3、30-41

問題 6

正解

4

テーマ

公務員の人権

重要度★★★

本問は、裁判官の政治活動の自由が問題となった判例（寺西裁判官事件：最大決平10. 12. 1）に関する理解を問うものです。

裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止することは、必然的に裁判官の表現の自由を一定範囲で制約することにはなるが、右制約が合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、…憲法二一条一項に違反しないというべきである。そして、右の禁止の目的は、…裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、**ア：三権分立** 主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにあり、…もとより正当である。また、裁判官が積極的に政治運動をすることは…裁判官の独立及び中立・公正を害し、裁判に対する国民の信頼を損なうおそれが大きいから、積極的に政治運動をすることを禁止することと右の禁止目的との間に **イ：合理的な関連** 性があることは明らかである。さらに、裁判官が積極的に政治運動をすることを、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは単に行動の禁止に伴う限度での **ウ：間接的、付随的** な制約にすぎず、かつ、積極的に政治運動をすること以外の行為により意見を表明する自由までも制約するものではない。他面、禁止により得られる利益は、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するなどというものであるから、得られる利益は失われる利益に比して更に重要なものというべきであり、その禁止は **エ：利益の均衡** を失するものではない。…したがって、裁判官が「積極的政治運動をすること」を禁止することは、もとより憲法二一条一項に違反するものではない。

アの後には、「司法と立法、行政とのあるべき関係を規律する」とあるため、アには「三権分立」が入ります。イには、公務員の政治活動の自由に対する制約の合憲性判定基準として採用されている合理的な関連性の基準（①禁止の目的が正当であって、②その目的と禁止との間に合理的関連性があり、③禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失するものでないこと）の内容が入るため、「合理的な関連」が入ります。ウは、「単に行動の禁止に伴う限度での」制約であるため、ウには「間接的、付随的」が入ります。エは、合理的関連性の基準の③利益の均衡について判じている部分です。したがって、エには「利益の均衡」が入ります。

以上より、ア-「三権分立」、イ-「合理的な関連」、ウ-「間接的、付随的」、エ-「利益の均衡」が入り、肢4が正解となります。

関連過去問

18-6、R5-3

問題7

正解

5

テーマ

在監者の人権

重要度★★

本問は、よど号ハイジャック事件（最大判昭58.6.22）を通じて、在監者の人権に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 上記判例は、「未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の居住を監獄内に限定するものであつて、右の勾留により拘禁された者は、その限度で身体的行動の自由を制限されるのみならず、前記逃亡又は罪証隠滅の防止の目的のために必要かつ合理的な範囲において、それ以外の行為の自由をも制限されることを免れない」としています。
- 2 ○ 上記判例は、「およそ各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要などころである」としています。
- 3 ○ 上記判例は、「新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法一九条の規定や、表現の自由を保障した憲法二一条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる」としています。
- 4 ○ 上記判例は、「未決勾留により監獄に拘禁されている者の新聞紙、図書等の閲読の自由についても、逃亡及び罪証隠滅の防止という勾留の目的のためのほか、前記のような監獄内の規律及び秩序の維持のために必要とされる場合にも、一定の制限を加えられることはやむをえない」としています。
- 5 × 上記判例は、新聞紙、図書等の閲読の自由の制限が許されるためには、「当該閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該新聞紙、図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である。」としています。

関連過去問

R2-3

問題8

正解

3

テーマ

私人間効力

重要度★★★

- 1 ○ 判例（最判平18.3.17）は、入会権者の資格を原則として男子孫に限り、部落民以外の男性と婚姻した女子孫は離婚して旧姓に復しない限り入会権者の資格を認めない入会団体の慣習は、専ら女子であることのみを理由として女子を男子と差別したものというべきであり、性別のみによる不合理な差別として民法90条の規定により無効であるとしています。
- 2 ○ 判例（昭和女子大事件：最判昭49.7.19）は、憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であって、専ら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでないことから、私立大学の学則の細則としての性質をもつ生活要録の規定について直接憲法の右基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はないとしています。
- 3 × 判例（三菱樹脂事件：最大判昭48.12.12）は、私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合があるが、このような場合でも憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めるべき「ではない」としています。
- 4 ○ 男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定める会社の就業規則について、判例（日産自動車事件：最判昭56.3.24）は、「上告会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められ」ず、「上告会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法九〇条の規定により無効であると解するのが相当である。」としています。
- 5 ○ 判例（昭和女子大事件：最判昭49.7.19）は、私立大学においては、学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもって直ちに社会通念上の学生の自由に対する不合理な制限とはいえないとしています。私立大学においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風や教育方針のもとで教育を受けることを希望して当該大学に入学するものと考えられるからです。

関連過去問

25-4

問題 9

正解

5



私人間効力

重要度★★

本問は、百里基地事件判決（最判平元. 6. 20）からの出題です。

- 1 ○ 上記判例は、「憲法98条1項は、憲法が国の最高法規であること、すなわち、憲法が成文法の国法形式として最も強い形式的効力を有し、憲法に違反するその余の法形式の全部又は一部はその違反する限度において法規範としての本来の効力を有しないことを定めた規定である」と判示しています。
- 2 ○ 上記判例は、憲法98条1項「にいう『国務に関するその他の行為』とは、同条項に列挙された法律、命令、詔勅と同一の性質を有する国の行為、言い換えれば、公権力を行使して法規範を定立する国の行為を意味し、したがって、行政処分、裁判などの国の行為は、個別的・具体的ながらも公権力を行使して法規範を定立する国の行為であるから、かかる法規範を定立する限りにおいて国務に関する行為に該当するものというべきであるが、国の行為であっても、私人と対等の立場で行う国の行為は、右のような法規範の定立を伴わないから憲法98条1項にいう『国務に関するその他の行為』に該当しない」と判示しています。
- 3 ○ 上記判例は、「憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序とは本来関係のない優れて公法的な性格を有する規範であるから、私法的な価値秩序において、右規範がそのままの内容で民法90条にいう『公ノ秩序』の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはないのであって、右の規範は、私法的な価値秩序のもとで確立された私的自治の原則、契約における信義則、取引の安全等の私法上の規範によって相対化され、民法90条にいう『公ノ秩序』の内容の一部を形成する」と判示しています。
- 4 ○ 上記判例は、「国が一方当事者として関与した行為であっても、たとえば、行政活動上必要となる物品を調達する契約、公共施設に必要な土地の取得又は国有財産の売払いのためにする契約などのように、国が行政の主体としてでなく私人と対等の立場に立って、私人との間で個々の締結する私法上の契約は、当該契約がその成立の経緯及び内容において実質的にみて公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法9条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるにすぎない」とした上で、「自衛隊の基地建設を目的ないし動機として締結された本件売買契約が、その私法上の契約としての効力を否定されるような行為であつたとはいえない。…本件売買契約を含む本件土地取得行為が公序良俗違反にはならないとした原審の判断は、是認することができる」と判示しています。
- 5 × 上記判例は、「憲法9条は、その憲法規範として有する性格上、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定ではなく、人権規定と同様、私法上の行為に対しては直接適用されるものではないと解するのが相当である」と判示しています。

関連過去問

25-4、27-5、30-3

問題10	正解	2	① 幸福追求権	重要度★★★
------	----	---	------------	--------

- 1 ○ 判例（最大決令5.10.25）は、「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由が、人格的生存に関わる重要な権利として」、憲法13「条によって保障されていることは明らかである」とし、生殖腺除去手術（内性器である精巣又は卵巣の摘出術）は、生命または身体に対する危険を伴い不可逆的な結果をもたらす身体への強度な侵襲であるから、このような生殖腺除去手術を受けることが強制される場合には、身体への侵襲を受けない自由に対する重大な制約に当たるものといえることができ、このような制約は、…身体への侵襲を受けない自由の重要性に照らし、必要かつ合理的なものといえることができない限り、許されないとした上で、「本件規定による身体への侵襲を受けない自由に対する制約は、…必要かつ合理的なものといえることはでき」ず、憲法13条に違反するとしています。
- 2 × 判例（最判平17.7.14）は、公立図書館が、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるといえることができるとし、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であるとしています。
- 3 ○ 判例（長良川事件報道訴訟：最判平15.3.14）は、「少年法61条に違反する推知報道に当たるかどうかは、その記事により、「不特定多数の一般人」がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべき」であるとしています。
- 4 ○ 判例（住基ネット訴訟：最判平20.3.6）は、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別および住所から成る4情報に、住民票コードおよび変更情報を加えたものにすぎない。このうち4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日および異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない」としています。
- 5 ○ 判例（早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件：最判平15.9.12）は、大学における講演会参加者の学籍番号、氏名、住所、電話番号のような、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない個人情報であっても、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えすることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきもの」として当該情報を法的保護の対象としています。

問題11

正解

2



法の下の平等

重要度★★★

本問は、昭和47年の衆議院議員総選挙において、各選挙区間の議員1人当たりの有権者数の較差が最大4.99対1にあった議員定数不均衡訴訟（最大判昭51.4.14）を通じて、投票価値の平等、合理的期間理論、違憲判決の効力に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 判例（最大判昭51.4.14）は、「選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんじやくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるべきものであり、このような不平等を正当化すべき特段の理由が示されない限り、憲法違反と判断するほかはない」としています。
- 2 × 判例（最大判昭51.4.14）は、「選挙権の平等の性質からすれば、例えば、特定の範ちゅうの選挙人に複数の投票権を与えたり、選挙人の間に納税額等による種別を設けその種別ごとに選挙人数と不均衡な割合の数の議員を選出させたりするような、殊更に投票の実質的価値を不平等にする選挙制度は、選挙権の平等に違反することは明らかである」としています。
- 3 ○ 判例（最大判昭51.4.14）は、「憲法14条1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、……徹底した平等化を志向するものであり、右15条1項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところである」としています。
- 4 ○ 判例（最大判昭51.4.14）は、「人口の異動によって具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となったとしても、これによって直ちに当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に始めて（原文ママ）憲法違反となる」としています。
- 5 ○ 判例（最大判昭51.4.14）は、「選挙区割及び議員定数の配分は、一の部分における変動は他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有するものと認められ、その意味において不可分の一体をなすと考えられるから、右配分規定は、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、全体として違憲の瑕疵を帯びる」としています。

関連過去問

26-5

問題12

正解

2

テーマ

法の下での平等

重要度★★★

本問は、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称すると定める民法750条の規定の合憲性が争われた最高裁判所判決（最大判平27. 12. 16）からの出題です。

現行の民法の下においても、**ア：家族** は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる。そして、夫婦が同一の氏を称することは、上記の **ア：家族** という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している。特に、婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する **イ：嫡出子** となるということがあるところ、**イ：嫡出子** であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。…（中略）…加えて、…夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による **ウ：自由な選択** に委ねられている。これに対して、夫婦同氏制の下においては、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになるところ、婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。…（中略）…しかし、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を **エ：通称** として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を **エ：通称** として使用することが社会的に広まっている。

ア については、社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、夫婦が同一の氏を称する一つの集団なので、「家族」が入ります。**イ** については、婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する **イ** とあることから、「嫡出子」が入ります。**ウ** については、夫婦がいずれの氏を称するかは自由選択であるため、「自由な選択」が入ります。**エ** について、夫婦同氏制の下でも、婚姻前の氏を通称として使用することは許されているので、「通称」が入ります。

以上より、アー家族、イー嫡出子、ウー自由な選択、エー通称となり、肢2が正解となります。

関連過去問

R1-4

問題13	正解	1	① 思想・良心の自由	重要度★★
------	----	---	------------	-------

- 1 × 判例（謝罪広告事件：最大判昭31.7.4）は、良心の自由の範囲について明確な判断を示していません。また、「思想」と「良心」を厳密に区別せず一括して捉えるのが通説です。なお、本肢のように、「思想」と「良心」を区別し、「良心の自由」とは、信仰選択の自由ないしは信仰の自由のことであるとするのは、謝罪広告事件最高裁判決の栗山茂裁判官の意見です。
- 2 ○ 判例（謝罪広告事件：最大判昭31.7.4）は、裁判所による謝罪広告の掲載を命じる判決は、当該謝罪広告が倫理的な意思や良心の自由を不当に制限するものではなく、単に事態の真相の告白と陳謝の意の表明にとどまるものである限りは思想および良心の自由を侵害することはない、としています。
- 3 ○ 判例（最判平23.5.30）は、都立学校の校長が、教員に対して、卒業式の際に国旗に向かって起立、および、国歌斉唱を命じる職務命令の憲法適合性について、起立斉唱行為は「日の丸」や「君が代」に対して敬意を表明することには応じ難いと考える者にとっては、その者の思想および良心の自由についての間接的な制約となるとした上で、このような間接的な制約が許容されるか否かは、当該職務命令に上記の制約を許容しうる程度の必要性および合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当であると判示しており、思想および良心の自由の間接的な制約は、必要性および合理性があれば許されるとしています。
- 4 ○ 判例（最判平19.2.27）は、市立小学校の音楽専科の教諭が、入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のピアノ伴奏を行うことを内容とする校長の職務命令に従わず、戒告処分を受けた事件につき、客観的に見て、入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のピアノ伴奏をするという行為自体は、音楽専科の教諭等にとって通常想定され期待されるものであって、上記伴奏を行う教諭等が特定の思想を有するということが外部に表明する行為であると評価することは困難なものであり、特に、職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には、上記のように評価することは一層困難であるといわざるを得ないと判示しています。
- 5 ○ 判例（麹町中学校内申書事件：最判昭63.7.15）は、内申書に高校進学希望者が学生集会に参加していた事実を記載したとしても思想・信条そのものを記載したのではなく、かかる外部的行為によってその者の思想及び信条を了知しうるものではないとして、思想および良心の自由を侵害しないとしています。

問題14	正解	1	① 信教の自由	重要度★★★
------	----	---	---------	--------

- 1 ○ 判例（孔子廟訴訟：最大判令3.2.24）は、本肢のように述べ、本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値を考慮しても、本件免除は、一般人の目から見ても、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものといえるとしています。
- 2 × 判例（箕面忠魂碑訴訟：最判平5.2.16）は、市が忠魂碑の存する公有地の代替地を買い受けて忠魂碑の移設・再建をした行為および忠魂碑を維持管理する地元の戦没者遺族会に対しその敷地として代替地を無償貸与した行為は、特定の宗教とのかかわりが希薄で、戦没者遺族会が宗教的活動を本来の目的とする団体ではなく、市が移設、再建等を行った目的が、忠魂碑の存する公有地を学校用地として利用することを主眼とするもので、専ら世俗的なものであることから、憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たらないとしています。
- 3 × 判例（自衛官合祀拒否訴訟：最大判昭63.6.1）は、護国神社に対して殉職自衛隊員の合祀を申請する過程において協力した地連職員の行為が、宗教とのかかわり合いが間接的であって、職員の宗教的意識もどちらかといえば希薄であり、その行為の態様からして国またはその機関として特定の宗教への関心と呼び起こし、あるいはこれを援助、助長、促進し、または他の宗教に圧迫、干渉を加える効果をもつものと一般人から評価される行為とは認められない場合、その行為が宗教とのかかわり合いをもつものであることは否定できないが、これをもって憲法20条3項が禁止する宗教的活動に当たるとまではいえないとしています。
- 4 × 判例（宗教法人解散命令事件：最決平8.1.30）は、大量殺人を目的として計画的・組織的にサリンを生成した宗教法人について、宗教法人法に基づいてされた解散命令は、もっぱら宗教法人の世俗的側面を対象とし、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、宗教法人の行為に対処するにはその法人格を失わせることが必要かつ適切であるといえ、一方、解散命令によって宗教団体やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は解散命令に伴う間接的で事実上のもので、必要でやむを得ない法的規制であり、憲法20条1項に違反しないとしています。
- 5 × 判例（愛媛玉串料訴訟：最大判平9.4.2）は、県が、靖国神社・護国神社に対して、玉串料その他の名目で県の公金から支出して奉納したことは、その目的が宗教的な意義をもつことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めるべきであり、これによってもたらされる県と神社とのかかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たるとしています。

問題15	正解	3	①マ 表現の自由	重要度★★★
------	----	---	----------	--------

- 1 ○ 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置ということとはできない」としています。
- 2 ○ 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきである」としています。
- 3 × 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない」としています。
- 4 ○ 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない」としています。
- 5 ○ 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ないのであつて、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法二一条一項の規定の精神に合致する」としています。

関連過去問	16-5、25-7
-------	-----------

問題16

正解

3



報道の自由・取材の自由

重要度★★★

- 1 ○ 判例（博多駅テレビフィルム提出命令事件：最大決昭44. 11. 26）は、報道のための取材の自由は、憲法21条の精神に照らし十分尊重に値するものであるとする一方、公正な刑事裁判の実現を保障するため、報道機関の取材活動によって得られたものが証拠として必要と認められる場合、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ないとしています。
- 2 ○ 判例（石井記者事件：最大判昭27. 8. 6）は、「新聞記者に取材源につき証言拒絶権を認めるか否かは立法政策上考慮の余地のある問題であり、…わが現行刑法は新聞記者を証言拒絶権あるものとして列挙していないのであるから、刑訴一四九条に列挙する医師等と比較して新聞記者に右規定を類推適用することのできないことはいうまでもない」としています。また、憲法21条は、「一般人に対し平等に表現の自由を保障したものであつて、新聞記者に特種の保障を与えたものではない。…未だいいたいことの内容も定まらず、これからその内容を作り出すための取材に関しその取材源について、公の福祉のため最も重大な司法権の公正な発動につき必要欠くべからざる証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利までも保障したものととは到底解することができない」としています。
- 3 × 判例（TBSビデオテープ押収事件：最決平2. 7. 9）は、報道機関の取材の自由も憲法21条の精神に照らし十分尊重されるべきものとしていますが、公正な裁判の実現のためにある程度の制約を受けることは許容しています。そして、報道機関の有する取材テープを警察の捜査活動の一環として押収した処分に関しても、取材テープの証拠価値の重要性や取材の自由の制約の程度などを検討した上で、取材の自由に対する許されない制約ではないとしています。
- 4 ○ 判例（外務省秘密漏洩事件：最決昭53. 5. 31）は、報道機関が公務員に対して秘密の漏示をそそのかしたからといって直ちにその行為の違法性が推定されるものではなく、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは実質的に違法性を欠き正当な業務行為であるとしています。しかし、当初から秘密文書を入手するための手段として利用する意図で公務員と肉体関係を持ち、公務員がその関係のため被告人の依頼を拒み難い心理状態に陥ったことに乗じて秘密文書を持ち出させたなど取材対象者の人格を著しく蹂躪した取材行為は、正当な取材活動の範囲を逸脱するとしています。
- 5 ○ 判例（北海タイムス事件：最大決昭33. 2. 17）は、新聞が真実を報道するための取材活動の自由も無制限であるということとはできず、公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し、被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するものは許されないとしています。

問題17

正解

1



表現の自由

重要度★★

本問は、防衛庁（当時）の職員およびその家族が居住するために国が設置する宿舍の敷地内に入り込み、政治的意見を記載したビラを配布した行為を刑法130条前段の罪（住居侵入罪）に問うことの合憲性が争われた事件（立川反戦ビラ配布事件：最判平20. 4. 11）の判決の論旨を問うものです。

- 1 × 本判例は、「表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない、被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使といえることができる。しかしながら、憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないというべきである」としています。
- 2 ○ 本判例は、「憲法21条1項は、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないというべきである」としています。
- 3 ○ 本判例は、「本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために『人の看守する邸宅』に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われている」としています。
- 4 ○ 本判例は、「たとえ表現の自由の行使のためとはいっても、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私生活を営む者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない」としています。
- 5 ○ 本判例は、「本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることのできる場所ではない」としています。

関連過去問

25-41

問題18	正解	4	① 集会の自由	重要度★★★
------	----	---	---------	--------

- 1 ○ 判例（皇居前広場事件：最大判昭28.12.23）は、管理権者は、公共福祉用財産（現公共用財産）の種類に応じ、また、その規模、施設を勘案し、その公共福祉用財産としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきであり、もしその行使を誤り、国民の利用を妨げた場合は、違法たるを免れないとしています。公共福祉用財産の利用の許否は、その利用が公共福祉用財産の公共の用に供される目的に沿うものである限り、管理権者の単なる自由裁量によって判断されるべきではないからです。
- 2 ○ 判例（泉佐野市民会館事件：最判平7.3.7）は、集会の用に供される公共施設の管理者が、利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらずその利用を拒否しうるのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用させることによって他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる場合に限られるとしています。
- 3 ○ 判例（成田新法事件：最大判平4.7.1）は、集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、憲法21条1項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならないとしています。
- 4 × 判例（泉佐野市民会館事件：最判平7.3.7）は、公共施設における集会の開催の制限が肯認されるかどうかは、基本的人権としての集会の自由の重要性と、当該集会が開かれることによって侵害されることのある他の基本的人権の内容等を較量して決すべきものであり、この較量をするに当たっては、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下にされなければならないとしています。
- 5 ○ 判例（皇居前広場事件：最大判昭28.12.23）は、国民が皇居外苑で集会することは、一応皇居外苑が公共の用に供されている目的に沿う使用の範囲内のことであるから、その使用の許否は、管理権者の自由裁量に属するものではないとしています。

関連過去問	なし
-------	----

問題19	正解	5	① 検閲の禁止	重要度★★★
------	----	---	------------	--------

- 1 **該当しない** 裁判所は司法権であり、裁判所が表現物の差止めを行うことは、行政権が主体となって行うものではないため、「検閲」には該当しません。
- 2 **該当しない** 教科書検定制度は、一般図書としての発行を妨げるものではなく、表現物の発表禁止を目的とすることや発表前の審査であるといった特質を備えるものではないため、「検閲」には該当しません。
- 3 **該当しない** 税関検査は、一般に、国外においてすでに発表済みのものについてなされるものであり、輸入を禁止するだけであって、表現物について、事前に発表そのものを禁止するという特質を備えるものではないため、「検閲」には該当しません。
- 4 **該当しない** 市長が市民会館で集会を行いたいという申請に対して不許可の処分をすることは、思想内容等の表現物を対象として、その発表を禁止しようという特質を備えるものではないため、「検閲」には該当しません。
- 5 **該当する** 本肢のような規制は、行政である県知事が、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある内容を持つ書籍の出版を禁止することを目的として、出版が予定されている書籍すべてを一般的網羅的に審査し、不相当と認められるものは有害図書として指定し、その出版・販売を禁止する規制をかけており、検閲としての特質を備えており、「検閲」に該当します。なお、有害図書の自動販売機への収納を禁止する規制であれば、販売行為に対する規制であって、事前に発表そのものを禁止するという特質を備えるものではないため、「検閲」には該当しません。

関連過去問	15-4、28-41
-------	------------

問題20

正解

4

テーマ

事前抑制禁止の原則

重要度★★★

本問は、最高裁判所判決（北方ジャーナル事件：最大判昭61.6.11）からの出題です。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが **ア：公共の利害** に関する事項であるということができ、……その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの **イ：必要性** も肯定されるから、かかる **ウ：実体的** 要件を具備するときに限って、**エ：例外的** に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

まず、**ア** には、「公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等」の表現行為は公共の利害に関する事項であることから、「公共の利害」が入ります。次に、「当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの **イ** も肯定される」とあります。名誉を保護するためには表現行為を差し止める必要がありますから、**イ** には「必要性」が入ります。そして、「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは」とあり、これを受けて「かかる **ウ** 要件を具備するときに限って」事前差止めが許されるとあります。これは表現行為に対する事前差止めが許される実体的な要件を検討しているものであり、**ウ** には「実体的」が入ります。最後に、「当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されない」としつつも、「ただ、……かかる **ウ** 要件を具備するときに限って、**エ** に事前差止めが許されるもの」とあります。したがって、許されないとする原則を修正するという意味で、**エ** には「例外的」が入ります。

以上より、アー公共の利害、イー必要性、ウー実体的、エー例外的が入り、肢4が正解となります。

関連過去問

29-41、R5-41

問題21	正解	3	① 学問の自由	重要度★★
------	----	---	---------	-------

本問は、東大ポポロ事件（最大判昭38.5.22）を基に、学問の自由と警察権力との関係に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 判例（東大ポポロ事件：最大判昭38.5.22）は、学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないとしています。
- 2 ○ 判例（東大ポポロ事件：最大判昭38.5.22）は、「学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有するが、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的（原文ママ）管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである」としています。
- 3 × 判例（東大ポポロ事件：最大判昭38.5.22）は、憲法23条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであるとしています。
- 4 ○ 判例（東大ポポロ事件：最大判昭38.5.22）は、「大学における学問の自由を保障するために 伝統的に大学の自治が認められ、この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」としています。
- 5 ○ 判例（東大ポポロ事件：最大判昭38.5.22）は、「学問の自由は、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである」としています。

関連過去問	18-6、21-6、30-4
-------	----------------

[多肢選択式問題]

問題 1	正解	ア	5	イ	6	ウ	14	エ	17	（テーマ）	幸福追求権	重要度★★★
------	----	---	---	---	---	---	----	---	----	-------	-------	--------

本問は、Xが、京都府学連主催のデモ行進に参加し行進中、行進の仕方が許可条件に反すると判断した警察官が状況等の確認のためデモ隊を写真撮影したことに抗議して、警察官に傷害を与えたため、傷害および公務執行妨害罪で起訴された京都府学連事件大法廷判決（最大判昭44. 12. 24）に関する理解を問うものです。

憲法一三条は、…国民の私生活上の自由が 警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、みだりにその **ア：5－容ぼう** ・姿態（以下「**ア：5－容ぼう** 等」という。）を撮影されない自由を有するものといえるべきである。

これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、**イ：6－正当な理由** もないのに、個人の **ア：5－容ぼう** 等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、**ウ：14－公共** の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。そして、犯罪を捜査することは、**ウ：14－公共** の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき **エ：17－責務** があるのであるから（警察法二条一項参照）、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の **ア：5－容ぼう** 等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。

憲法13条から、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有するものとされます。したがって、**ア** には「5－容ぼう」が入ります。そして、そのような自由が保障される以上、警察官が正当な理由もないのに個人の容ぼう等を撮影することは許されないため、**イ** には「6－正当な理由」が入ります。憲法13条後段は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、公共の福祉を理由とする人権制限を認めています。したがって、**ウ** には「14－公共」が入ります。また、犯罪を捜査することは警察官の責務であるため、**エ** には「17－責務」が入ります。

関連過去問	23-3
-------	------

問題 2

正解

ア

2

イ

17

ウ

9

エ

15

(テーマ)

法の下の平等

重要度★★★

本問は、婚外子相続分差別違憲決定（最大決平 25.9.4）からの出題です。

本件規定の合理性に関連する…種々の事柄の変遷等は、その中のいずれか一つを捉えて、本件規定による法定相続分の区別を不合理とすべき決定的な理由とし得るものではない。しかし、昭和 22 年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、**ア：2－嫡出子と嫡出でない子**の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における**イ：17－個人**の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、**ウ：9－法律婚**という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を**イ：17－個人**として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。

以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成 13 年 7 月当時においては、立法府の裁量を考慮しても、**ア：2－嫡出子と嫡出でない子**の法定相続分を区別する**エ：15－合理的**な根拠は失われていたというべきである。

したがって、本件規定は、遅くとも平成 13 年 7 月当時において、憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである。

アについて、問題文中の判例文 9 行目に「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすこと」とあるので、父母の婚姻の有無により法定相続分が区別される「2－嫡出子と嫡出でない子」が入ります。**イ**について、憲法 24 条 2 項「相続…婚姻…に関しては、法律は、個人の尊厳…に立脚して、制定されなければならない」が想起できれば「17－個人」が入ることがわかります（なお、憲法 24 条 2 項が想起できない場合であっても、「家族という共同体の中における**イ**の尊重」という一節から、家族と対比関係にある言葉が入ると分かり、かつ、「子を**イ**として尊重」というフレーズから、子を指す言葉として「17－個人」が入ることがわかります）。**ウ**について、民法 739 条 1 項は、「婚姻は、戸籍法…の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」と定めていることから ここには「9－法律婚」が入ることがわかります。**エ**については、憲法 14 条 1 項は法の下の平等を定めており、この規定は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであるから「15－合理的」が入ることがわかります。

関連過去問

28-7、R1-4